

各種税務申告期限の延長及び雇用維持のための補助金制度について

1. 各種税務申告期限の延長について

(1) 法人税申告

香港税務局は2022年3月18日、新型コロナウイルス感染の第5波を受けて、2021/22年度の法人税の申告期限を以下の通りに延長すると発表しました。

Code N (決算日が4月から11月まで)の法人については例年より2か月、Code D (決算日が12月)の法人については例年より約2週間の延長となります。現時点ではCode M (決算日が1月から3月まで)の法人の申告期限の延長の情報は出ておりませんが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では延長される可能性がありますので、引き続き税務局の発表に注視する必要があります。

会社の決算期	本来の税務申告期限	2021/22年度の申告期限
4月～11月 (Code N)	2022年4月30日	2022年6月30日
12月 (Code D)	2022年8月15日	2022年8月31日
1月～3月 (Code M)	2022年11月15日	2022年11月15日
1月～3月 (損失会社の特例)	2023年1月31日	2023年1月31日

(2) 雇用主支払報酬申告

香港政府は2022年4月1日、2021/22年度の雇用主支払報酬申告書 (Employer's return, BIR56A 及び IR56B) の申告期限を2022年6月1日まで延長すると発表しました。例年は5月1日までの提出が求められていたため、1か月の延長が行われたこととなります。

申告書の種類	本来の申告期限	2021/22年度の申告期限
BIR56A 及び IR56B	2022年5月1日	2022年6月1日

(3) 個人所得税申告

香港政府は2022年4月1日、2021/22年度の個人所得税申告書 (BIR60) の発行日を6月1日に延期すると発表しました。申告期限は申告書の発行日から1か月以内となるため、今年度の申告期限は7月1日に延長されることとなります。

申告書の種類	本来の申告期限	2021/22年度の申告期限
BIR60 (Tax Return-Individual)	2022年6月1日	2022年7月1日

2. 企業に対する一人当たり8,000 香港ドルの補助金の支給について

香港政府は 2022 年 3 月 18 日、新型コロナウイルス感染拡大の第 5 波で打撃を受ける企業に対し、5 月から 3 か月にわたり補助金の支給を行うと発表しました。失業率が急速に悪化しつつあることから、補助金を通じて 110 万から 130 万人の雇用維持を図る考えです。詳細は後日発表される予定ですが、中小企業を中心に従業員 1 人当たり月 8,000 香港ドルが支給される予定です。同様の補助金は 2020 年に支給されましたが、前回との相違点として以下が挙げられます。

- ・ 前は「9,000 香港ドルを上限に月間給与の 50%」としていた支給額を一律 8,000 香港ドルとして 手続を簡素化
- ・ スーパーや銀行など、第 5 波の打撃が比較的小さいと判断された業種は対象外
- ・ 中小企業の救済に重点を置くため、補助金支給の対象となる従業員の数に上限を設けることを検討
- ・ 前回補助金を受給した企業については、前回対象となった従業員数を今回の支給上限に据える予定

3. コロナ関連の規制の変更について

(1) ワクチンパス制度の変更について

香港政府は 2022 年 3 月 20 日、新型コロナウイルスのワクチン接種を済ませた人にもみ商業・娯楽施設などの利用を認める「ワクチンパス」制度について、第 3 段階への移行時期を 1 か月前倒しすると発表しました。原則として 5 月 31 日以降は 3 回目接種を済ませていなければワクチンパスが無効となり、行動が制限されます。具体的なスケジュール及び要件は以下の通りです。

	スケジュール	12~17 歳	18 歳以上
第 1 段階	2/24~4/29	1 回接種必要	1 回接種必要
第 2 段階	4/30~5/30	2 回接種必要 ただし、1 回目の接種から 6 か月未満 であれば 1 回接種でも可	2 回接種必要
第 3 段階	5/31~	3 回接種必要 ただし、2 回目の接種から 6 か月未満 であれば 2 回接種でも可	3 回接種必要 ただし、2 回目の接種から 6 か月未満 であれば 2 回接種でも可



(2) 香港居民が海外から入境する場合の強制検疫措置の緩和について

香港政府は 2022 年 3 月 21 日、4 月 1 日以降に香港居民が海外から入境する場合の強制検疫措置を緩和すると発表しました。現在は検疫ホテルで 14 日間の隔離が義務付けられていますが、4 月以降は 5 日目に当局による PCR 検査を受けその結果が陰性で、さらに 6 日目及び 7 日目の抗原検査も陰性であれば、ホテルを出て帰宅または別の滞在場所に移ることが認められます。一方、香港の ID カードやビザを持たない非香港居民については、引き続き入境が禁止となります。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話 : +852-2156-9698

担当 : 山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。